

松江市立南学校給食センター整備及び運営事業
審査基準書

平成 29 年 7 月 21 日

松 江 市

【目次】

第1 本書の位置づけ	1
第2 事業者選定方法	1
第3 第一次審査（参加資格審査）	3
第4 第二次審査（提案審査）	3
第5 最優秀提案者の選定	6
第6 優先交渉権者の決定	6

第1 本書の位置づけ

本書は、松江市（以下「市」という。）が、松江市立南学校給食センター整備及び運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業に応募しようとする事業者を対象に交付する募集要項等（「募集要項」のほか「要求水準書」、「様式集」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「施設整備業務請負契約書（案）」、「運営業務委託契約書（案）」及び「維持管理業務委託契約書（案）」）と一体のものであり、本事業の優先交渉権者の決定方法及び審査における評価基準等を示すものである。

第2 事業者選定方法

1. 選定方法の概要

本事業においては、施設整備、運営、維持管理の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力とノウハウによる効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、優先交渉権者の決定は、提案価格に加え、施設や設備の性能、運営、維持管理における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2. 選定委員会の設置

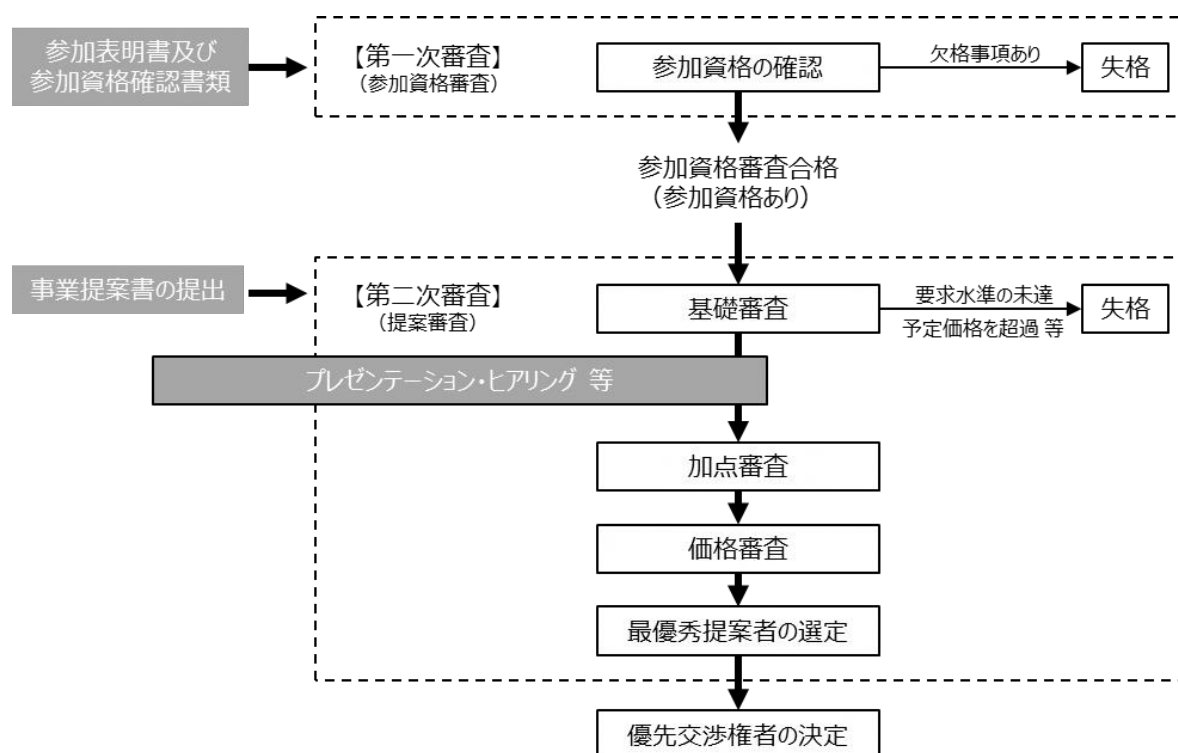
市は、幅広い専門的見地から提案内容を審査するため、学識経験者等により構成する松江市立南学校給食センター整備及び運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。選定委員会は、参加事業者グループの提案に対して評価を行い、最優秀提案者を選定し、市は、審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定するものとする。

3. 審査の手順

最優秀提案者の決定に係る審査は、第一次審査と第二次審査を実施する。第一次審査は、参加事業者グループについて参加資格確認書類の審査を行い、第二次審査のための事業提案書を提出できる有資格者（資格審査通過者）を選定する。なお、資格審査の結果は、第二次審査における評価には反映させないこととする。

第一次審査 (参加資格審査)	資格審査、実績審査
第二次審査 (提案審査)	基礎審査、加点審査、価格審査

【優先交渉権者決定までの流れ】



4. 最優秀提案者の選定

第一次審査に合格した参加事業者グループから提出された事業提案書の内容について、第二次審査として選定委員会において本書に基づき評価、得点化を行い、得点の合計が最も高い提案をした参加事業者グループを最優秀提案者として選定する。

5. 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

6. 提案内容の位置づけ

事業提案書の内容について、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有するものとなる点に留意すること。

(1) 審査項目に基づく審査の扱い

審査項目に基づく審査においては、要求水準以上の提案が具体的になされている内容について得点が付与される加點評価を行うため、優先交渉権者が提案した提案内容が事業契約で定める業務水準となる。ただし、市は優先交渉権者との間で協議のうえ、諸事情を考慮し、優先交渉権者の提案内容のうち、要求水準以上の提案について、その一部又は全部を事業契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができるものとする。

(2) 選定委員会の意見の扱い

選定委員会においては、参加事業者グループからの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、事業契約の締結段階において、選定委員会が提示した意見を踏まえ、事業の内容に反映させることが望ましいと市が判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、事業条件として加味する場合があることに留意すること。

第3 第一次審査（参加資格審査）

参加事業者グループから提出された参加資格確認書類に基づき、募集要項に定める参加資格要件について審査する。審査の結果、参加資格要件を満たしていない場合には、失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、参加事業者グループに対して、内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

第4 第二次審査（提案審査）

参加事業者グループから提出された事業提案書に基づき、提案内容を審査する。審査にあたっては、参加事業者グループによるプレゼンテーション、選定委員会による参加事業者グループへのヒアリングの実施を予定している。

なお、参加事業者グループから提出された事業提案書に疑義がある場合には、参加事業者グループに対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、参加事業者グループに対して個別にヒアリングを行い確認する場合がある。また、参加事業者グループへの確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

1. 基礎審査

事業提案書の内容について、以下に示す基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、その参加事業者グループは失格とする。

(1) 提案価格の確認

参加事業者グループから提出された提案価格を確認し、予定価格を超過している場合には、失格とする。

また、価格の算出方法において、前提条件や計算上の誤りがないかを確認し、誤りがあることが明らかかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かを判断する。

(2) 要求水準の達成確認

提案内容が要求水準を満たしているかどうかを確認する。

事業提案書に記載された内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合には適格とし、要求水準を充足していないと判断した場合には失格とする。ただし、要求水準を充足していない箇所が軽微で意図したものではなく、提案内容及び提案価格に大きな影響を及ぼすものでなく、

かつ当該箇所のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと認められる場合には、提案を行った参加事業者グループに対して参加希望を確認し、当該参加事業者グループが提案価格の変更を行わずに当該箇所について要求水準を満たさせることを要件に、失格としないことがある。

また、要求水準を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読みとれない場合には、当該提案を行った参加事業者グループに個別にヒアリングを行い確認することがある。ただし、市による上記確認は、当該参加事業者グループの提案についての要求水準違反を免除又は受容するものではない。

2. 加点審査（審査項目に基づく審査）

(1) 審査方法

選定委員会は、次頁に示す「審査項目表」に基づき、提案内容について要求水準以上の具体的かつ優れた提案であるか審査する。

審査にあたっては、事業提案書に記載されている文章や表の内容を中心に審査を行い、設計図等は主として事業提案書に記載されている内容の妥当性、実現性や各記載事項間の整合性等の確認に用いる。なお、審査項目の詳細は例であり、それ以外の提案がなされ、選定委員会がその提案を評価すべきものと認めた場合は評価対象とする。

(2) 技術評価点の算定

加点審査の配点は、200点とする。

各審査項目の詳細の得点は、選定委員会が、審査項目の詳細ごとに、提案内容について以下の4つの評価ランクに応じた評価点の合計点を技術評価点として算出する。

【評価ランクに基づく得点化方法】

評価	評価基準	点数化の方法
A	具体的に極めて優れた提案がある	配点×1.0
B	具体的に優れた提案がある	配点×0.6
C	具体的に提案がある	配点×0.2
D	特に要求水準を超える提案がない	配点×0.0

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

参加事業者グループによるプレゼンテーション及び必要に応じて参加事業者グループへのヒアリングの実施を予定している。プレゼンテーション及びヒアリング等における発言・回答内容等は、事業提案書における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

【審査項目表】

No	審査項目	審査項目の詳細	配点	関連様式
事業実施に関する項目			30	
1	事業実施体制	実施方針	5	3-11
2		実施体制	15	3-12
3	事業継続性の確保		10	3-13
施設整備業務に関する項目			55	
4	施設計画	施設配置 外部計画	15	3-15
5		諸室配置 動線計画	15	3-16
6	各諸室の性能	各諸室の性能	10	3-17
7		調理機器等の性能	5	3-18
8	工事期間中における 周辺環境への配慮		5	3-19
9	事業計画		5	3-20
運営業務に関する項目			65	
10	給食の提供	運営業務の 実施体制	10	3-22
11		開業準備 人材育成	10	3-23
12		安心・安全な 給食の調理・配送	15	3-24
13		時間通りの提供	10	3-25
14		「食」に関する新たな取組	15	3-26
15	運営業務における 市とのコミュニケーション		5	3-27

維持管理業務に関する項目			15		
16	適正な維持管理計画	日常点検・警備	<input type="checkbox"/> 性能劣化を防ぐための工夫がなされているか。 <input type="checkbox"/> 警備の内容は適切か。 <input type="checkbox"/> 維持管理業務における想定リスク、対応策は適切か。 <input type="checkbox"/> 過度な提案となっていないか。	10	3-28
17		更新・修繕	<input type="checkbox"/> 給食業務への影響がないよう配慮されているか。 <input type="checkbox"/> 過度な提案となっていないか。	5	3-29
事業全体に関する項目			35		
18		地元貢献	<input type="checkbox"/> 地元企業が参画しているか。 <input type="checkbox"/> 地元経済等に貢献するための工夫があるか。	15	3-30
19		資源・エネルギーへの配慮	<input type="checkbox"/> 光熱水費のコスト削減が図られた提案か。 <input type="checkbox"/> 耐久性、保守、メンテナンス性の高い構造、仕様の工夫があるか。 <input type="checkbox"/> 省エネルギー、再生エネルギー活用等の提案があるか。 <input type="checkbox"/> 省資源化、廃棄物減量の工夫がされているか。	5	3-31
20		業務水準の維持向上 業務効率化の取組	<input type="checkbox"/> セルフモニタリングの提案内容が適切か。 <input type="checkbox"/> 業務改善（水準向上・効率化）への意欲、具体性があるか。	10	3-32
21		事業期間終了時の 考え方	<input type="checkbox"/> 市の財政負担を軽減する提案がなされているか。 <input type="checkbox"/> スムーズに移行するための提案があるか。	5	3-33

3. 価格審査（提案価格に基づく審査）

参加事業者グループの提案価格について、次の算定式により価格評価点を算出する。なお、得点は小数点第1位以下を四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = 150 \text{ 点} - \left(\frac{\text{当該提案価格} - \text{最低提案価格}}{\text{予定価格}} \times 150 \text{ 点} \right)$$

第5 最優秀提案者の選定

選定委員会は、技術評価点と価格評価点との合計により、参加事業者グループごとの総合評価点を算出し、順位づけを行う。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点（200点満点）} + \text{価格評価点（150点満点）}$$

選定委員会は、順位づけを行った結果に基づき、最優秀提案者を選定し、市に報告する。

ただし、総合評価点が最も高い提案が複数あるときは、価格評価点が高いものを最優秀提案者とし、さらに同点の場合は、選定委員会による合議により選定する。

第6 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者を決定する。